

不在者投票

仕事や学業などで、一時的に他市区町村に滞在している人は、滞在地の市区町村の選挙管理委員会ですら不在者投票ができません。不在者投票を行うには投票用紙の請求が必要です。お早めそれぞれの指定施設や有田川町選挙管理委員会にお申し出ください。

●指定病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（指定病院や指定老人ホームなど）に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができます。

●選挙権が旧住所地（和歌山県内）にある場合の不在者投票

旧住所地の選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せ、新住所地にいたる有田川町で不在者投票をすることができます。

※旧住所地に赴いて投票する場合、不在者投票の手続きは不要です。

●特例郵便等による不在者投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている人で一定の要件に該当する人は、郵便などで投票ができます。

●郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり、次のいずれかの要件に該当する人は、郵便

による不在者投票ができます。

□介護保険の被保険者証を所持している人のうち、要介護状態区分が「要介護5」。

□身体障害者手帳を所持している人のうち次の人

・両下肢、体幹、移動機能の障害／障害の程度が1級または2級
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害／障害の程度が1級または3級

・免疫、肝臓の障害／障害の程度が1級から3級

□戦傷病者手帳を所持している人のうち次の人

・両下肢、体幹の障害／障害の程度が特別項症から第2項症
・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害／障害の程度が特別項症から第3項症

また、対象の人のうち、次の要件に該当する人は代理人が記載できる制度を利用できます。

□身体障害者手帳を所持している人のうち、上肢または視覚障害の程度が1級

□戦傷病者手帳を所持している人のうち、上肢または視覚障害の程度が特別項症から第2項症

不在者投票の手続き

平成17年（2005年）4月10日以前に生まれ、現在は和歌山県外に住んでいるが、有田川町内に住民票のあるAさんの場合

①有田川町選挙管理委員会へ郵送請求

Aさんが郵送で「期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）」を選挙管理委員会に請求する。

有権者Aさん

有田川町
選挙管理委員会

③最寄りの市区町村選挙管理委員会ですら不在者投票

有田川町選挙管理委員会から送られてきた投票用紙などを、最寄りの市区町村選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行う。

②有田川町選挙管理委員会から投票用紙などを郵送

有田川町選挙管理委員会から郵送で投票用紙などの書類がAさんに送られてくる。

④最寄りの市区町村選挙管理委員会が有田川町選挙管理委員会へ郵送

Aさんの投票の受け付けをした市町村選挙管理委員会が、有田川町選挙管理委員会にAさんの投票した用紙を郵送する。

最寄り（滞在地など）の市区町村選挙管理委員会

※「期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）」は町ホームページからもダウンロードできます。
※上記②で送付される「不在者投票証明書」の封筒は、自分で開封しないでください。
※投票用紙に記入できるのは③の段階のみとなります。あらかじめ記入しないでください。
※最寄りの市区町村選挙管理委員会は、平日夜間や休日に閉庁している場合があります。
③を行う前に開庁日時を確認の上、訪問してください。